

大阪広域水道企業団訓令第7号

部内一般

大阪広域水道企業団職員^き徽章^き規程を次のように定める。

平成23年5月31日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団職員^き徽章^き規程

(形象等)

第1条 大阪広域水道企業団の職員^き徽章^きは、別記形象のとおりとする。

2 職員^き徽章^きは、大阪広域水道企業団の職員(以下「職員」という。)たることを明らかにし、併せて住民全体の奉仕者であることの象徴として職員がこれを付けるものとする。

(着用位置)

第2条 職員は、常時左胸部に職員^き徽章^きを付けなければならない。ただし、経営管理部長が職員^き徽章^きを付ける必要がないと認める者については、この限りでない。

(貸与等)

第3条 職員^き徽章^きは、職員(前条ただし書に該当する者を除く。以下同じ。)1人につき各1個その在職中これを貸与する。

2 職員は、貸与を受けた職員^き徽章^きを喪失し、又は甚だしく毀損したときは、直ちにその旨を所属長(大阪広域水道企業団処務規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号)第1条各項に規定する課の長及び同規程第2条第1項に規定する出先機関の長をいう。以下同じ。)に届け出て、経営管理部総務課長から再交付を受けなければならない。

(交付等)

第4条 職員^き徽章^きは、新たに職員となった者に対して、経営管理部総務課長がこれを交付する。

2 職員は、退職、失職等により職員でなくなったときは、貸与を受けた職員^き徽章^きを、直ちに所属長を経て経営管理部総務課長に返還しなければならない。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

別記



実物大